

議案第13号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（休団）

第7条の2 団員は、やむを得ない理由により長期間消防団活動を行うことができない場合であつて、任命権者（団長にあつては市長を、その他の団員にあつては団長をいう。以下同じ。）が認める場合は、消防団活動を休止すること（以下「休団」という。）ができる。

2 休団の期間は、3年を超えることができない。ただし、任命権者が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

3 休団中の団員が消防団活動に復帰しようとする場合は、任命権者の承認を受けなければならない。

4 休団中の団員については、次条、第9条、第12条及び第13条の規定を適用しない。

第9条中「団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長」を「任命権者」に改める。

別表水・火災等災害出動手当の項を次のように改める。

水・火災等災害出動手当	4時間未満	4,000円
	4時間以上6時間未満	6,000円
	6時間以上	8,000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

2 三田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年三田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1号を加える。

- (4) 三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）第7条の2第1項に規定する休団中であるとき。